

環境・ストック活用推進事業及び住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 に関する事務事業等を実施する者の審査結果について

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

次のとおり、上記事業に関する事業を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

令和6年3月8日～令和6年3月22日

<審査基準>

提案について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択を決定。

①事務事業に係る条件

- 1) 事務事業の実施に関する計画が適切なものであること。
- 2) 事務事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- 3) 事務事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有していること。なお、「(7) 加入すべき保険」に記載の、住宅局が指定する保険に加入すること。
- 4) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 5) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- 6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

②技術的な評価、普及・広報等に係る条件

- 1) 技術能力に関する要件
- 2) 公平性及び中立性に関する要件
- 3) 守秘性に関する要件
- 4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

<選定した事業者>

- 「サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）のうちLCCM戸建住宅部門を除く部門」、「サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）」（既採択分）及び「既存建築物省エネ化推進事業」を行う者に必要な費用を交付する事務を行う事業

提案者：2者（一般社団法人 環境共生住宅推進協議会 ほか1社）

選定：一般社団法人 環境共生住宅推進協議会

- 「サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）のうちLCCM戸建住宅部門」（既採択分を除く）に関する技術的な審査・事務事業を実施する事業

提案者：2者（一般社団法人 環境共生住宅推進協議会 ほか1社）

選定：一般社団法人 環境共生住宅推進協議会

○「サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）」（既採択分）を行う者に必要な費用を交付する事務を行う事業

提案者：1者（一般社団法人 すまいづくりまちづくりセンター連合会）

選 定：一般社団法人 すまいづくりまちづくりセンター連合会

○「住宅生産技術イノベーション促進事業」（既採択分）を行う者に必要な費用を交付する事務を行う事業

提案者：1者（一般社団法人 すまいづくりまちづくりセンター連合会）

選 定：一般社団法人 すまいづくりまちづくりセンター連合会

○「LCCM住宅整備推進事業」（既採択分）に関する技術的な審査・事務事業を実施する事業

提案者：2者（一般社団法人 環境共生住宅推進協議会 ほかに1社）

選 定：一般社団法人 環境共生住宅推進協議会

○「優良木造建築物等整備推進事業」を行う者に必要な費用を交付する事務を行う事業

提案者：1者（一般社団法人 すまいづくりまちづくりセンター連合会）

選 定：一般社団法人 すまいづくりまちづくりセンター連合会